

DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口のお知らせ

生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。DV（ドメスティック・バイオレンス）には、身体的暴力（殴る、蹴る）だけでなく、精神的暴力（無視する、暴言を吐く）、性的暴力（避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない、借金の強要）、社会的暴力（外出を制限する、交友関係やスマホを細かくチェックする）などがあり、パートナーのどちらかが一方的に振るう暴力です。

DVは重大な人権侵害です。ひとりで悩まず、相談してください。

- **国の相談窓口** DV相談+（プラス） ☎ 0120-279-889（つながはやく）
24時間電話相談およびSNS相談 URL: <https://soudanplus.jp/>

● 埼玉県の相談窓口

- (1) 埼玉県婦人相談センター ☎ 048-863-6060 または #8008（はれれば）
月～土 午前9時30分～午後8時30分
日・祝 午前9時30分～午後5時（12/29～1/3を除く）
- (2) 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま） ☎ 048-600-3800
月～土 午前10時～午後8時30分（祝日、第3木曜日および12/29～1/3を除く）
- (3) 埼玉県福祉事務所 地域福祉担当・東部中央福祉事務所 ☎ 048-737-2359
西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800
北部福祉事務所 ☎ 0495-22-0140
秩父福祉事務所 ☎ 0494-22-6228
月～金 午前9時～午後4時（祝日および12/29～1/3を除く）

- **問 合 せ** 東秩父村の相談窓口 総務課 ☎ 82-1221

みなさんからのご意見を募集します（パブリックコメント）

村では、次の計画案等について、パブリックコメント（意見公募手続き）により村民の皆さんの意見を募集します。計画の詳細等は、ホームページでのご確認、担当課へお問い合わせください。

計画（案）	国民保護に関する東秩父村計画
公募・意見募集期間	8月1日（木）～31日（土）
公表場所	総務課窓口および村ホームページ、タブレット
対象	○村内に住所を有する方 ○村内に事務所または事業所を有する方 ○村内の事務所または事業所に勤務する方 ○村内の学校に在学する方 ○村税の納税義務を有する方 ○当パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する方
提出方法	任意の様式に下記必要事項を明記し、総務課へ持参、FAX、電子メールまたは郵送してください。（郵送の場合は、8月31日の必着） 【必要事項】住所・氏名・連絡先・提出する計画案名・意見（任意様式）
意見提出先	〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 総務課 ☎ 82-1221 FAX: 82-1562 e-mail: soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

電気柵・防除柵等の設置に係る補助金のお知らせ

村では農作物を鳥獣被害から守るため、農業者が村内農地に電気柵などを設置する場合において、係る経費の一部に対して以下のとおり、補助金の交付をしています。

- **申請の期限** 令和7年3月31日（月）
※3月31日までに事業の完了報告書を提出する必要があります。
- **補助の対象** 農作物被害防除施設設置事業に要する経費（年度内1回）
※電気柵、ネット、トタン柵等材料代
- **補助金の額** 上記材料代に係る経費の2分の1以内（上限70,000円）
- **そ の 他** ①防除柵設置後、材料購入後の事後申請はできません。事前にご連絡ください。
②補助金の予算には限りがあり、申請額の合計が予算に達し次第終了となります。（申請先着順）
- **問 合 せ** 産業観光課 ☎ 82-1223